

(例規 3 1)

陸幕総第 2 4 6 号
平成 2 1 年 3 月 2 3 日

改正 平成 30 年 3 月 14 日 陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面総監
各部隊長
各機関の長
殿

陸上幕僚長

部外に対する意見の発表に関する手続の徹底について (通達)

標記について、別添によるほか、下記のとおり定めたので周知徹底されたい。

記

1 目的

隊員が部外に対し職務に関する意見を発表する際の手続の徹底に関する防衛大臣通達「部外に対する意見発表の際の手続の徹底について (通達) (防官広第 2 9 1 6 号。2 1 . 3 . 1 2)」及び大臣官房長通知「部外に対する意見発表の際の手続の実施について (通知) (官広第 2 9 1 7 号。2 1 . 3 . 1 2)」に関し、陸上自衛隊における実施要領について定め、手続の周知徹底を図る。

2 意見発表の届出先

- (1) 隊員 (実施担当官 (防衛省の広報活動に関する訓令 (昭和 3 5 年防衛庁訓令第 3 6 号) 第 3 条に規定する者をいう。以下同じ。) を含む。) が部外に対し職務に関する意見を発表する場合は、陸上自衛隊の広報活動に関する達 (陸上自衛隊達第 3 1 — 1 号) 第 2 5 条に基づき、「直近の実施担当官」に届け出る。この際、駐屯地にかかわる内容を発表する場合は駐屯地司令たる実施担当官に、職務にかかわる内容を発表する場合は指揮系統上の実施担当官に届け出る。
- (2) 実施担当官が発表する場合は、前号に基づき上級の実施担当官に届け出る。

3 届出期日等

発表者は、陸上自衛隊の広報活動に関する達第25条に基づき、秘密保全に関する達（陸上自衛隊達第41—2号）第12条に定める論文等の発表の手続をとった後、官房長通知の別紙様式を基準として、努めて原稿等を添付し、投稿1週間前を基準として届け出る。この際、関係部署に対する内容の照会が必要な場合は、照会を終了した後、届け出る。

4 報 告

届出を受領した実施担当官は、届出の内容が上級の実施担当官に報告する必要があると認められる場合は、必要事項を添えて上級の実施担当官に報告する。この際、陸上幕僚長への報告が必要と判断した場合は、速やかに、上級の実施担当官を経由して陸上幕僚長（広報室長気付）に報告する。

5 予備自衛官等に係る秘密保全上の承認

予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補については、常勤の自衛隊員とは異なる特殊な性格を踏まえ、招集を受けて現に自衛官となっている者を除き、部外に対する意見の発表に関する広報上の手続の適用を要しないものの、自衛隊員としての守秘義務があることから、秘密保全に関する達第12条に基づき、予備自衛官及び予備自衛官補については、自衛隊地方協力本部長の承認を、即応予備自衛官については、指定部隊の管理者等の承認を受けるものとする。